

○久留米市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日

久留米市規則第29号

改正 平成25年2月27日規則第1号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年久留米市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25規則1・一部改正)

(届出)

第2条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、当該会派を結成した日から7日以内に、市長に対し、議長を経由して会派結成届(第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た事項に異動を生じたときは、当該会派の代表者は、異動が生じた日から7日以内に、市長に対し、議長を経由して会派変更届(第2号様式)を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散した日から7日以内に、市長に対し、議長を経由して会派解散届(第3号様式)を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 条例第3条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月7日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単位期間(条例第4条第3項の単位期間をいう。)の途中において新たに結成した会派が、初めて政務活動費の交付を受けようとする場合にあっては、当該会派の代表者は、結成した日の属する月の翌月(結成した日が毎月1日(以下「基準日」という。))に当たる場合は、結成した日の属する月の7日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

(平25規則1・一部改正)

(交付決定及び交付変更決定)

第4条 市長は、毎年度、前条第1項又は第2項の規定により申請のあった会派について、その年度に交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第2条第2項の会派変更届が提出された場合において、会派の所属議員に異動が生じた場合は、前項により既に決定した政務活動費の額を変更し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（平25規則1・一部改正）

（交付請求）

第5条 会派の代表者は、条例第4条第7項に規定する政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、政務活動費の交付を請求するものとする。

（平25規則1・一部改正）

（使途項目区分）

第6条 条例第6条第2項各号に規定する政務活動費の使途区分は、別表のとおりとする。

（平25規則1・一部改正）

（収支報告等）

第7条 条例第8条第1項及び第2項に規定する収入及び支出の報告書の様式は、第7号様式のとおりとし、同項に規定する、政務活動費により行った事業の実績の提出は、事業実績報告書（第8号様式）により行うものとする。

（平25規則1・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（久留米市議会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止）

2 久留米市議会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則（平成8年久留米市規則第8号）は、廃止する。

附 則（平成25年2月27日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の前日にこの規則による改正前の久留米市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（平25規則1・全改）

項目	区分
研修費	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金（交通費、宿泊費及び食事代を含む。） (3) 出席者負担金 (4) 旅費（交通費、宿泊費及び日当）
調査研究費	(1) 旅費（交通費、宿泊費及び日当） (2) 出席者負担金
要請・陳情活動費	(1) 旅費（交通費、宿泊費及び日当）
資料作成費	(1) 印刷製本費 (2) 筆耕翻訳料
資料購入費	(1) 新聞、雑誌、図書（追録図書を除く。）その他の資料の購入費
広報費	(1) 印刷製本費 (2) 通信運搬費（広報誌等の送料に限る。） (3) 会場借上げ料 (4) ホームページの作成及び掲載に要する費用
広聴費	(1) 会場借上げ料 (2) 印刷製本費 (3) 食糧費（お茶・菓子代に限る。）
人件費	(1) 賃金（社会保険料を含む。）
事務費	(1) 消耗品費 (2) 通信運搬費 (3) 手数料 (4) 使用料（日本放送協会その他の公共放送機関への受信料を含む。） 及び賃借料 (5) 備品購入費 (6) 修繕費

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先)久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 印

会 派 結 成 届

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会 派 の 名 称	
会派結成年月日	年 月 日
代 表 者 名	
所 属 議 員 名	

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先)久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 印

会 派 変 更 届

年 月 日付けで届け出た会派結成届については、下記のとおり変更したので、久留米市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により届け出ます。

記

変 更 内 容	
変 更 年 月 日	年 月 日

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先)久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 印

会 派 解 散 届

年 月 日付けで届け出た会派を下記のとおり解散したので、久留米市
議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した時期 年 月 日

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)久留米市長
(久留米市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 所属議員数 名(月 日現在)
- 5 交付申請額(年度分) 円

第5号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

会 派 名
代表者名 様

久留米市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定をしたので、久留米市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額) 円

第6号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

会 派 名
代表者名 様

久留米市長 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付で提出された会派変更届により、年 月 日付け
第 号で決定した政務活動費の額を、下記のとおり変更したので、久留米市議
会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

変更後の政務活動費の額(年額) 円

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

久留米市議会議長 様

会 派 名
代表者名 印

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- 1 収入
政務活動費 円
- 2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
研 修 費		
調 査 研 究 旅 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計		

- 3 残額 円

備考 添付書類

支出に係る領収書その他収入及び支出を証明することができる文書

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

久留米市議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

政 務 活 動 費 事 業 実 績 報 告 書

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1 事業の完了年月日 年 月 日(年度分)

2 事業実績の概要

第1号様式（第2条関係）

（平25規則1・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平25規則1・一部改正）

第3号様式（第2条関係）

（平25規則1・一部改正）

第4号様式（第3条関係）

（平25規則1・一部改正）

第5号様式（第4条関係）

（平25規則1・一部改正）

第6号様式（第4条関係）

（平25規則1・一部改正）

第7号様式（第7条関係）

（平25規則1・一部改正）

第8号様式（第7条関係）

（平25規則1・一部改正）